

日立市監査告示第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年11月18日

日立市監査委員 鈴木利文  
同 伊藤健也

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象部課所等

財政部

財政課、市民税課、資産税課、納税課、公共財産管理課、契約検査課

保健福祉部

社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、地域医療対策課

国民健康保険課、介護保険課、市営住宅課、子育て支援課、子ども施設課

消防本部

## 2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「行政財産使用許可事務について」、「債権管理の適正化について」及び「補助金等交付に関する事務について」を着眼点として実施した。

## 3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで
- (2) 実施期間 令和4年9月13日から令和4年10月28日まで
- (3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

## 4 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以上